



平成28年(ワ)第758号 国家賠償請求事件

原告 三輪 唯夫 外3名

被告 岐阜 県

平成30年(ワ)第51号 個人情報抹消請求事件

原告 三輪 唯夫 外3名

被告 岐阜 県 外1名

被告最終準備書面

令和3年10月20日

岐阜地方裁判所 民事第2部合議係 御中

被告	岐阜県	訴訟代理人	
	弁護士	端元	博
	弁護士	伊藤	公
	弁護士	池田	智
	弁護士	市橋	優
電話	[Redacted]		
FAX	[Redacted]		

第1 原告らの供述により、原告ら指摘の各情報は、原告ら自身により公表等がなされ、公知性を有していた事実が明らかとなったこと

1 原告三輪の供述について

- (1) 甲1号証8頁で、大垣警察の発言として議事録に記載されている「大垣市上石津町で風力発電について学ぶ勉強会が行われた」との情報につき、原告三輪は、反対尋問において、「7月にも農村環境改善センターで上石津町民に向けた勉強会もしましたとありますので、次、甲23号証を示します。これをお配りになったことはあるの。」との問いに対し、「これを配るっていうんでなくて新聞折り込みです。」(三輪本人調書14頁)と供述しており、自ら新聞折り込みの方法で、この情報を公表していたことを認めている。
- (2) 甲1号証8頁で、大垣警察の発言として議事録に記載されている「同勉強会の主催者である三輪唯夫氏や松嶋氏が風力発電に拘らず、自然に手を入れる行為自

体に反対する人物であること」との情報につき、原告三輪は、反対尋問において、上石津町地内のメナードゴルフ場の建設反対運動を行っており、その活動も、自身の名前を出して町民への署名活動やアンケートを行っていたこと、ハンガーストライキを起こしメナード本社で中止を訴えていたこと、名古屋市内でビラ配布をしていたこと、上石津町長や岐阜県議会に陳情や請願をしていたこと、事務監査請求や監査結果の取消訴訟、公害調停を行い、この事実をマスコミに取り上げてもらったことがあること（三輪本人調書13頁から14頁）を供述している。

そこで、このように原告三輪が、風力発電事業以外の自然を開発する事業に対し反対運動を行っていたことは、ゴルフ場建設反対運動における広報活動などによって公表されているのであり、「同勉強会の主催者である三輪唯夫氏や松嶋氏が風力発電に拘らず、自然に手を入れる行為自体に反対する人物であること」は、本人らが公表済みの事実である。

- (3) 甲1号証8頁で、大垣警察の発言として議事録に記載されている「岐阜コラボ法律事務所とも繋がりを持っている」との情報も、原告三輪は、陳述書において、「当初から相談に乗っていただいていた西濃法律事務所（現在の弁護士法人ぎふコラボ西濃法律事務所）の山田秀樹弁護士に依頼し、1994年5月2日に事務監査請求、同年11月4日に上石津町の監査結果の取消請求を行いました。これ以外にも、公害調停を行いました」（甲第11号証6頁の上から12行目）と述べており、反対尋問においてはこれらの活動について、マスコミに広報したことがある（三輪本人調書13頁から14頁）と供述しているのであるから、これも原告らが公表済みの情報である。

2 原告松島の供述について

- (1) 甲1号証8頁で、大垣警察の発言として議事録に記載されている「大垣市上石津町で風力発電について学ぶ勉強会が行われた」との情報につき、原告松島は、主尋問において、この勉強会のチラシについて、「これは新聞折り込みで、中日と岐阜新聞でやりました。」（松島本人調書3頁）と供述し、中日新聞と岐阜新聞への折り込み広告として、この情報を公表していたことを認めている。
- (2) 甲1号証8頁で、大垣警察の発言として議事録に記載されている「同勉強会の主催者である三輪唯夫氏や松嶋氏が風力発電に拘らず、自然に手を入れる行為自体に反対する人物であること」との情報につき、原告松島は、反対尋問において、訴外寺町氏の主催する「くらし・しぜん・いのちの岐阜県民ネットワーク」及び「長良川を愛する会」にも入っていたこと、また、この「くらし・しぜん・いのち

ちの岐阜県民ネットワーク」の活動目標として、自然破壊の反対や希少生物保護運動が入っていたことを理解していたこと、その活動内容について、冊子などで広報していたと思われること（松島本人調書11頁から12頁）を供述している。

さらに、上石津町地内のメナードゴルフ場建設の反対運動を行っていたことを主尋問において認めており、反対尋問においても、「連絡先として必ず自分の住所と名前を出して」署名活動を行ったり、ビラ配りをしていたこと（松島本人調書10頁）を供述している。

そこで、このように風力発電事業以外の自然を開発する事業に対し反対運動を行っていたことは、「くらし・しぜん・いのちの岐阜県民ネットワーク」の冊子等を用いた広報や、ゴルフ場建設反対運動での広報活動などによって公表されているのであり、「同勉強会の主催者である三輪唯夫氏や松嶋氏が風力発電に拘らず、自然に手を入れる行為自体に反対する人物であること」は、本人らが公表済みの事実である。

- (3) 甲1号証8頁で、大垣警察の発言として議事録に記載されている「岐阜コラボ法律事務所とも繋がりを持っている」との情報、及び甲1号証10頁の「松島住職が、平成26年度「岐阜コラボ法律事務所友の会」の役員になった。また、三輪唯夫と交代で友の会役員を行っているようである」との情報につき、原告松島は、主尋問において、「平成26年度「岐阜コラボ法律事務所友の会」（以下「友の会」という。）の役員になった」ことは事実であると認め、「三輪唯夫と交代で友の会役員を行っているようである」との情報についても、「これは交代でなくて、上石津支部の会員がみんな順番で役員をやっております」（松島本人調書6頁）と供述している。

なお、原告松島は、役員に関する情報の公表について、主尋問では否定しているが、反対尋問において、友の会は会員向けに会誌を発行していること（松島本人調書11頁）を認めている。

また、原告松島は、その会誌に役員の交代の広報はなかった（松島本人調書11頁）旨を供述する。

しかし、友の会は、各担当地区の役員が世話役となって、担当地区の会員を取りまとめ、会員の困りごとの相談を最初に受け、自身で処理できない場合には友の会事務職に相談し、さらに、友の会では対処できない問題をぎふコラボ法律事務所に対処してもらおうといった活動をしていると思料されるところ、その中核的な役割を担う役員の存在は必要不可欠である。

すると、会員にとって一番身近な相談先の各地区の担当役員が今誰であるかという交代の情報は、会員の一番の関心事であり、かつ、必要不可欠な情報であるため、そのような最重要な情報が友の会の会誌に記載されていなかったことなどありえない。

そこで、友の会の会誌に役員の変更の情報が記載されていたことは明らかであり、少なくとも友の会の会誌に広報されているという意味で、公表された情報であると評価すべきである。

- (4) なお、甲1号証10頁、19頁、24頁で、大垣警察の発言として議事録に記載されている「気配がある」などの文言は、事実の適示ではなく、意見のたぐいである。

3 原告近藤の供述について

- (1) 甲1号証9頁で、大垣警察の発言として議事録に記載されている「大垣市内に自然破壊につながることは敏感に反対する『近藤ゆり子氏』という人物がいる」という情報、及び甲1号証25頁の「近藤ゆり子は、徳山ダム建設中止訴訟を起こした張本人である」との情報につき、原告近藤は、主尋問において、「このメールのところに私の署名欄のところに、徳山ダム建設中止を求める会事務局長ブログと書いてあった」（近藤本人調書6頁）と供述し、自身のブログの存在を明らかにしているほか、自身が「徳山ダム裁判の中心的役割を担ったのは事実です」（近藤本人調書7頁）と供述している。

また、原告近藤は、反対尋問においても、1995年12月、「徳山ダム建設中止を求める会」を立ち上げた際、マスコミから、計画浮上から40年目で初めての反対運動として取り上げられて取材を受け、新聞報道されたことがある（近藤本人調書13頁）と供述する。

さらに、原告近藤は、徳山ダム建設中止訴訟についても、裁判の経過や結果を含めてビラやパンフレットを作ったことがあること、活動の広報として記者会見や報道発表をしたことがあること、このような広報に事務局長という肩書を使って出て行くことがあったこと（近藤本人調書14頁から15頁）も供述している。

そこで、「大垣市内に自然破壊につながることは敏感に反対する『近藤ゆり子氏』という人物がいる」という情報、及び「近藤ゆり子は、徳山ダム建設中止訴訟を起こした張本人である」との情報は、いずれも原告近藤自らが公表した事実である。

- (2) 甲1号証9頁で、大垣警察の発言として議事録に記載されている「本人は、

60歳を過ぎているが東京大学を中退しており」との情報につき、原告近藤は、反対尋問において、いわゆる団塊の世代が60歳になるというテーマで新聞社からの取材を受けて、大学から現在までの経歴などを教え、これが記事になった（近藤本人調書12頁から13頁）と供述している。

そこで、この情報も本人が公表している。

- (3) 甲1号証25頁で、大垣警察の発言として議事録に記載されている「弁護士法人「岐阜コラボ」が毎年5月3日（憲法の日）に主宰する「西濃憲法集会」が（開催された）」との情報、及び同頁の「西濃憲法集会では、原子力反対と戦争反対を唱えている」との情報につき、原告近藤は、陳述書において、「西濃法律事務所が中心となって毎年取り組まれている「平和・人権・民主主義を考える西濃憲法集会」にスタッフとして関わるようになった。」（甲第13号証9頁の上から2行目）と述べている。

さらに、原告近藤は、反対尋問において、西濃憲法集会の活動内容である原子力反対と戦争反対を記載した甲1号証29頁、及び同42頁のような配布物を配布したことがあること、甲1号証42頁に記載された銀行口座が、原告近藤自身のものであること（近藤本人調書15頁）を供述している。

そこで、「弁護士法人「岐阜コラボ」が毎年5月3日（憲法の日）に主宰する「西濃憲法集会」が（開催された）」との情報、及び「西濃憲法集会では、原子力反対と戦争反対を唱えている」との情報についても、原告らが自ら広報している情報である。

- (4) なお、甲1号証9頁で、大垣警察の発言として議事録に記載されている「やっかい」、「頭もいいし、喋りも上手である」、「事業も進まないことになりかねない」といった文言や、甲1号証25頁の「一息ついた」、「本腰を入れそうである」などの文言は、事実の適示ではなく、意見のたぐいである。

4 原告船田の供述について

- (1) 甲1号証19頁で、大垣警察の発言として議事録に記載されている「岐阜コラボ法律事務所の事務局長である「船田伸子」」との情報につき、原告船田は、事務所のホームページ等には、自分が事務局長であることを掲載されたことはない（船田本人調書1頁から2頁）という。

しかし、原告船田は、反対尋問について、事務局長の仕事について、「法律事務所というのは意外に敷居が高くて、気軽に相談に来れない人たちがたくさんいるので、一つは友の会に入ってらっしゃるかたが気軽に来れるようにということ

で、(略) 地域での事務所の広報活動とか、そういうのでなるべく距離を縮められるようなふうに努力はしていました」(船田本人調書9頁)と述べている。

すると、少なくとも友の会の会員にとって、弁護士ではなく比較的声をかけやすい事務局員や事務局長が誰かという情報は、会員の大きな関心事であり、かつ、必要不可欠な情報であるため、そのような最重要な情報が友の会の会誌に記載されていなかったことなどありえない。

また、事務局長や事務局員の交代の際には、それまで勤めていた事務局長や事務局員が、お礼やお別れの言葉を会誌に投稿し、新しく事務局長や事務局員になる者が今後の抱負を投稿することは、通常行われることである。

このように、友の会の会誌に事務局長や事務局員の交代の情報が記載されていたことは明らかである。

すると、少なくとも友の会の会誌に広報されているという意味で、公表された情報であると評価すべきである。

- (2) 甲1号証19頁で、大垣警察の発言として議事録に記載されている「船田伸子は気を病んでおり」との情報につき、原告船田は、主尋問において、「体調不良のことも職場の中のことで、家族と職場の人以外はそんな知らないと思います」(船田本人調書4頁)と供述する。

他方、原告船田は、反対尋問において、インターネット上で自身の情報発信をしたことがあるかについて質問されると、「ありますね。個人としてはあります」、「ツイッターをしていたことはあります」(船田本人調書10頁)と供述する。

そこで、尋問終了後、被告訴訟代理人弁護士が原告船田の供述内容を検証すべく、スマートフォンで検索したところ、ツイッター内に原告船田のものと認められるアカウントに係る投稿記事を確認することができた。

閲覧できた投稿記事の中で、原告船田が自身の体調や体調不良について記載された記事が、2014(平成26)年2月と同年4月の2件が確認できた(乙1-1、乙1-2、乙1-3、乙1-4、乙1-5)。

そこで、おそらく原告は失念していたのであろうが、当該議事録の作成日付とされている平成26年5月26日以前の同年2月と4月の時点でも、原告船田自身が、自らの体調や体調不良に関する情報をツイッターで発信していたのであるから、これらの情報についても公知性を有しているといえる。

第2 原告らの指摘する各情報は、私事性や秘匿性が高くないこと

- 1 原告らは訴状で、議事録記載の内容は、私事性・秘匿性が高いものであり、これらの情報を収集又は提供した大垣警察の行為は、私生活秘匿権としてのプライバシーを侵害すると主張する。
- 2 しかし、被告準備書面（1）第3の1の（2）、及び同（2）第1の（7）でも述べたとおり、原告らが訴状に添付した議事録に記載されている情報については、原告訴訟代理人である弁護士が、「本件で収集等された情報は、当事者が積極的に配布したもの（新聞折り込みをしたチラシなど）や新聞紙上に掲載された記事からのものや、市民活動歴など、概して私事性や秘匿性が高くないものが多く含まれている。」（日本評論社平成28年11月1日発行法学セミナー『市民の政治的表現の自由とプライバシー』21頁）（乙2）と記載しているように、原告らにおいても、原告らの指摘する各事実は、私事性や秘匿性が高くないことを認めている。
- 3 また、上述の原告らの証言からも、それぞれが自らの活動を精力的に行い、報道等を始めとして活動を積極的にアピールしていることが明らかになっており、原告らが収集・取得されたと主張する議事録記載の情報は、少なくともその収集・取得の時点では、社会一般の人々に知られていた情報であるということが出来る。

第3 議事録作成者本人らの証言により、議事録の記載の正確性・信憑性が深刻に損なわれていること

1 加藤・玉田証人につき、

- (1) 加藤証人は、原告三輪及び原告松島について、「もう既に三輪さんと誰でしたっけ、松島さんは地元の自治会のかただったので対応もしてましたし、名前も知っておりました。」（加藤証人調書30頁）と、大垣署員との面談前から知っていた旨を供述している。

また、原告近藤については、「以前の職場で名前程度は知っておりました。」「ネット上で御本人様、出してるホームページがあるのを閲覧は日頃からしてました。」（加藤証人調書30頁）と供述しており、大垣署員との面談前から予備知識を存していたことが明らかである。

同様に玉田証人も、議事録を作成する前にインターネットで検索するなどしていた（玉田証人調書5頁、11頁、15頁、17頁、25頁）と証言しており、本件議事録には、議事録作成以前からシーテック社がインターネット等で収集・保有していた情報、又は議事録作成時にシーテック社がインターネット等から取

得した情報が盛り込まれている可能性が十分存する。

(2) さらに、加藤証人は、本件議事録の内容について、「それ玉田が書いた議事録なので、多少アレンジはしてるところもあるかなとは思いますが。」(加藤証人調書 23頁)と、本件議事録の作成者である玉田証人により、脚色をつけて議事録が作成されている可能性があると供述している。

2 本件議事録の作成者である玉田証人自身が、「メモ用紙とかそういうのに走り書きで自分の覚えられる範ちゅうでメモった」(玉田証人調書 16頁から 17頁)と、あくまでも記憶の範囲内で走り書き程度でしかメモしていなかった旨を供述しており、議事録の内容は正確な記録に基づき作成されたものではないといえる。

3 そして、議事録の表現方法についても、玉田証人は、主尋問において、「そういう雰囲気があったので議事録に書いた」(玉田証人調書 7頁)と供述している。

また、議事録に「過激な運動」と表現してあることに関し、「具体的なものは分かりませんが、そういう印象を得たのでこういうふうな表現にただけです。」「全体で受けた印象としてそういうふうに思ったので僕がこういうふうに書きました。」(玉田証人調書 8頁)と、あくまでも玉田証人が受け取った個人的な印象や当時のその場の雰囲気から表現した旨を供述している。

4 さらに、議事録の記載方針についても、玉田証人は、反対尋問において、「会社としてどうのこうのとか上へ上げるにいろんなことがあって、そういう意味でグループ長とか上席がいるので、そうした中でこの表現が違うよってということがあれば、そこは修正したもので最終的にグループ長が印鑑押したものが名古屋へ行くっていう形。」(玉田証人調書 18頁から 19頁)と、会社の方針を議事録に反映させるため、上司の決裁段階で表現が修正される旨を供述している。

5 加えて、議事録の記載内容についても、玉田証人は、裁判長からの尋問において、「それはうちの社内的なまとめであって、議事録自体が全部 1 から 10 まで大垣警察署で話したことを全部書いたわけじゃなしに、(中略)今後どうやって進めたいかっていう私どもの意向も含めて議事録として作ってありますので。」(玉田証人調書 25頁から 26頁)と、議事録は面談内容を正確に記載していないと明確に述べている。

6 上記のとおり、甲 1 号証の各議事録は、「議事録」という表題ではあるが、発言の一字一句を忠実に記載したものではなく、大垣警察の発言とされる箇所も、限られたメモや玉田証人らが感じた雰囲気や印象、シーテック社が調べたインターネット情報や資料等を加えて、まずは原案が作成され、その後、大垣署員と面談を行っ

ていない上司から、内容や表現についても会社の意向に沿うよう点検や添削等の修正を受けて完成するものであることを、議事録作成者及びその上司自らが証言したものである。

- 7 すなわち、原告らは、「原告の訴状における主張（請求原因事実）は、議事録に記載されている事実とそこから合理的に推認できる事実に基づくものである。」（原告第2準備書面第1の2、3頁）としてこれまで主張してきたが、上述のとおり、そもそも議事録に記載されている事実、特に具体的発言内容についての正確性は、議事録作成者及び同決裁者である玉田証人及び加藤証人両名の証言によって、はっきりと否定されているのであるから、同議事録を唯一の論拠とする、原告らの主張の大前提である議事録の記載の正確性・信憑性が、深刻に損なわれているというほかない。

第4 議事録で警察が提供したとされる情報には要保護性がないこと

- 1 被告準備書面（1）第2の3の（2）、及び同（2）第1の（7）でも述べたとおり、原告らは、本件に関し、岐阜県警察職員を地方公務員法（守秘義務）違反容疑として岐阜地方検察庁に告発したため、本件については、既に、捜査対象として司法的な審査を受けている。
- 2 その結果は、平成27年12月14日、岐阜地方検察庁により嫌疑なしとして、不起訴とされており、報道によれば、当時の岐阜地方検察庁次席検事は、被告発人が提供したとされる情報について、「地方公務員法上の秘密にあたらぬ」とのことであり（乙3）、この点からも本件に関して違法行為はなく、その情報も広く社会に知られた情報であったことは明らかである。

すなわち、「議事録で警察が提供したとされる情報には要保護性がない」という司法判断が下されている。

第5 原告らの主張する各情報の取得・所持は、損害を生じさせないこと

- 1 被告準備書面（1）第2及び第3で述べたとおり、原告らに権利侵害自体が発生していないことから、原告らに精神的損害が発生したとは認められない。
- 2 また、上述のとおり、原告三輪及び原告松島の風力発電事業に対する反対運動やゴルフ場建設反対運動は、自身が発信しながら活動している、又は発信していたものであるとの供述が得られているところ、これら情報を取得・所持されたと主張しても、原告三輪及び原告松島に何らの精神的苦痛が生じることなどありえない。

3 さらに、原告三輪及び原告松島が友の会の役員であったとの情報も、単に友好団体の役員となっていたという内容であり、同人らの社会的地位等につき何らの評価も与えるものではないことから、原告三輪及び原告松島に何らの精神的苦痛が生じることなどありえない。

4 原告近藤の経歴についても、これまでの自身の人生について、自ら記者に語って新聞記事になったように、同人において、広報により拡散しても構わないと判断されたものである。

徳山ダム建設反対やその余の活動も、自身がそのような活動をしていることを世間に知って欲しいとして、積極的に公表しているのであるから、この情報を取得・所持されたと主張しているが、原告に何らの精神的苦痛が生じることなどありえない。

5 原告船田についても、事務局長となったことは、本人がいうところの「敷居を下げる」ため積極的にアピールすることはあっても、そもそも秘匿しなければならない情報ではなく、体調がよくないことも、前述のとおり、自身で広く情報発信をしていたものと認められるのであるから、これらのことが知られることで、精神的苦痛があったものとは認められない。

6 本件後につき、原告三輪は、裁判官の尋問において、「具体的にあなたの日常生活で変わったこととか、そういったことはありましたか」との問いに対し、「いや、これってしたやつはありません」（三輪本人調書18頁）と、明確に供述している。

また、原告松島は、主尋問において、「この報道後に、あなたの身の回りで何か変わったことはありましたか」との問いに対し、「寺の修理を依頼した左官屋が、見知らぬ人物から寺の訪問理由などを聞かれた」（松島本人調書8頁）旨を証言していたが、現時点で、かかる主張は全くされておらず、具体的内容も不明であり、質問者が警察官だと特定できる根拠も何ら提出されていない。

原告近藤及び原告船田も、尋問において、新聞報道の前後で生活上の不利益を被ったことには一切触れていない。

7 加えて、原告らが供述する、警察によって「人格を曲げられた」、「監視された」、「メールを盗んで見られた」などの主張は、議事録から想像をめぐらせた単なる推測の領域に過ぎず、これまでも何ら客観的事実から立証されていない。

以上のことから、原告が主張するような損害は生じていないことは明らかである。

8 なお、原告らは尋問において、警察があたかも原告らの情報を歪曲して提供したかのごとく尋問をしているが、そもそも原告らの訴因請求は、原告らの私的な事実や思想信条を推認する情報を、被告が取得・所持・提供したことが違法であると述べているのみであり、情報を歪曲して提供したことが違法であるとは全く主張していないことから、万が一、最終準備書面以降に、かかる主張が加えられた場合には、時期に遅れた攻撃防御方法の提出として、認められてはならないことを付記する。

第6 結語

以上のおり、被告が情報を取得・所持したとされることに関する具体的な違法行為は全く主張されておらず、また、議事録記載の情報は、原告らにおいて発信した情報であり、さらに、権利侵害も全く生じないことから、原告らの主張は、そもそも主張自体失当というよりほかなく、本件各請求は、速やかに棄却されるべきである。

以上



平成28年(ワ)第758号 国家賠償請求事件

原告 三輪 唯夫 外3名

被告 岐阜 県

平成30年(ワ)第51号 個人情報抹消請求事件

原告 三輪 唯夫 外3名

被告 岐阜 県 外1名

証 拠 説 明 書

令和3年10月20日

岐阜地方裁判所 民事第2部合議A係 御中

被告 訴訟代理人 弁 護 士 端 元 博 保
 弁 護 士 伊 藤 公 郎
 弁 護 士 池 田 智 洋
 弁 護 士 市 橋 優 一

号 証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作 成 者	立 証 趣 旨	備 考
乙1 -1	スマートフォン での原告船田のツ イッター画面	写	H24.10.20 (検索日 R3.10.14)	原告船田	原告船田がツイッター を用いて、自身の健康状 態を発信していた事実。
乙1 -2	スマートフォン での原告船田のツ イッター画面	写	H24.10.20 (検索日 R3.10.14)	原告船田	原告船田がツイッター を用いて、自身の健康状 態を発信していた事実。

乙1 -3	スマートフォン での原告船田のツ イッター画面	写	不明 (検索日 R3. 10. 14)	原告船田	原告船田がツイッター を用いて、自身の健康状 態を発信していた事実。
乙1 -4	スマートフォン での原告船田のツ イッター画面	写	H26. 4. 18 (検索日 R3. 10. 14)	原告船田	原告船田がツイッター を用いて、自身の健康状 態を発信していた事実。
乙1 -5	スマートフォン での原告船田のツ イッター画面	写	H26. 2. 27 (検索日 R3. 10. 14)	原告船田	原告船田がツイッター を用いて、自身の健康状 態を発信していた事実。
乙2	法学セミナー 2016年11月号 (抜粋20ページ から23ページ と表紙)	写	H28. 11. 1	日本評論社 (執筆部分 原告ら代理 人)	原告らも、本件の情報 は、当事者が積極的に配 布したもの、新聞紙上に 掲載された記事からのも の、市民活動歴など、概 して私事性や秘匿性が高 くないものが多く含まれ ている、と理解している 事実。
乙3	朝日新聞(抜粋)	写	H27. 12. 16	朝日新聞社	「議事録で警察が提供 したとされる情報には要 保護性がない」という司 法判断が下されている事 実。